

No. 1356 (2026. 3.31)

経済安全保障の基本概念と推進法の動向

はじめに

I 経済安全保障の基本概念

- 1 国家が経済を「武器化」するようになった背景
- 2 経済安全保障で重要な「自律性」と「不可欠性」

II 経済安全保障推進法の概要

- 1 経済安全保障推進法の四つの施策
- 2 基本方針
- 3 セキュリティ・クリアランス制度

III 経済安全保障から見たレアアースと半導体をめぐる動向

- 1 レアアースをめぐる動向
- 2 半導体をめぐる動向

IV 経済安全保障推進法等改正に向けた論点

- 1 改正法案の概要
- 2 論点

おわりに

キーワード：経済安全保障、経済的威圧、経済安全保障推進法、自律性、不可欠性、半導体、レアアース、自由かつ公正な経済活動との両立

- 国家による経済的威圧の背景には、グローバル化の進展とそれに伴う国家間の経済的依存関係がある。また、経済安全保障を考える上でのキーワードに「自律性」と「不可欠性」がある。
- 令和4（2022）年に経済安全保障推進法が成立し、レアアースや半導体分野でも取組が進展している。
- 同法施行から3年が経過し、重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援、基幹インフラ制度への医療分野の追加、指定基金の対象拡大、重要な海外事業の促進、総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会の創設等の内容を含む改正法案が国会に提出された。本稿では法案の概要と論点を紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 あめみや たくし 雨宮 卓史

はじめに

「経済安全保障」が注目を集めている¹。その背景には、安全保障の領域が防衛・外交分野にとどまらず、経済分野に広がりを見せていることがある。例えば、資源の供給停止や投資制限など、国家が経済を「武器化」し他国に圧力をかけるケースが増えている。コロナ禍では、サプライチェーンの脆弱性が国民の生命・生活を脅かすリスクが顕在化した。AI、量子技術、半導体などの先端技術は、経済や社会の発展に大きく寄与する一方で、その軍事利用は安全保障環境を一変させ得る。DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展は国民生活の利便性を向上させてきた反面、インフラや企業活動を標的とするサイバー攻撃が後を絶たない。

このような状況の下、安全保障と経済を一体的に捉え戦略的に対応していくことは、各国の主要政策課題となっており、日本においては令和4（2022）年、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」）が制定された。同法附則に施行後3年を目途とした制度の見直しが規定されており、有識者会議での検討を経て、令和8（2026）年3月19日、内閣から国会に改正法案が提出された。

本稿では、経済安全保障の基本概念を紹介した後（I章）、経済安全保障推進法について概説し（II章）、レアアースや半導体をめぐる動向を経済安全保障の観点から概観する（III章）。最後に、改正法案における主な改正点と論点等を整理する（IV章）。

I 経済安全保障の基本概念

1 国家が経済を「武器化」するようになった背景

国家が貿易・投資・金融などの経済ネットワークを使って他国を威圧する（経済を「武器化」する）事例が生じている背景²には、グローバル化の進展と、それに伴う国家間の経済的依存関係の非対称性がある。第2次世界大戦後、GATT/WTO体制に代表されるように自由で開放的な経済活動を促進する制度的枠組みが構築され、冷戦終結や情報通信技術及び輸送技術の進展もあいまってグローバル化が加速し、国際的な分業体制が深化した。こうした環境下では、企業はより低い生産コストや高い効率性を求めて資源の調達先や生産拠点を最適配置するようになり、国際的な経済ネットワークに「ハブ」が形成され特定国に依存する状態が生まれた。その結果、「ハブ」に位置する国家は、その優位性を背景に他国へ経済的圧力を行使したり、活動を監視・制約したりすることが可能となった。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8（2026）年3月19日である。また、本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。

¹ 経済安全保障が注目されている背景やその重要性について説明した資料として、国際文化会館地経学研究所編『経済安全保障とは何か』東洋経済新報社、2024、pp.15-23；鈴木一人『地経学とは何か—経済が武器化する時代の戦略思考—』新潮社、2025、pp.19-53；境田正樹ほか『わかる経済安全保障』金融財政事情研究会、2023、pp.2-4；高市早苗『日本の経済安全保障—国家国民を守る黄金律—』飛鳥新社、2024、pp.16-20、30-33；『変化する国際環境と総合安全保障—総合調査報告書—』（調査資料2021-3）国立国会図書館、2022。<<https://www.ndl.go.jp/diet/publication/document/2022#rm1237183>>等を参照。

² 国際文化会館地経学研究所編 同上、pp.15-16；鈴木 同上、pp.28、44-53；Henry Farrell and Abraham Newman, “Weaponized Interdependence: How Global Economic Networks Shape State Coercion,” *International Security*, 44(1), 2019.7.1, pp.42-79。<<https://direct.mit.edu/isec/article/44/1/42/12237/Weaponized-Interdependence-How-Global-Economic>>等を参照。

例えば、平成 22（2010）年の尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件を契機に日中関係が悪化した際、中国は日本向けレアアース輸出を事実上停止し、日本の産業界に影響を与えた。中国がレアアースをてこに圧力をかけられたのは、日本のレアアース調達における中国依存度が高かったためである。この依存構造の背景には、重希土類³の埋蔵量が中国に偏在していることに加え、環境規制の緩さや人件費の低さからレアアースの精錬工程が中国に集中していたことがある⁴。

同様に、ロシアが 2022 年 2 月のウクライナ侵攻を理由とした欧米からの経済制裁に対抗して欧州諸国へのパイプラインによる天然ガスの供給を停止した結果、欧州諸国では、ロシア産のコストの安い天然ガスが入手できず燃料費が高騰した⁵。

こうした経済的威圧は資源・エネルギー分野に限らない。第 2 次トランプ政権は高関税政策を通じて各国に経済的譲歩を迫ったが、これが効果を持ち得たのは世界経済が米国市場に大きく依存しているためである⁶。

米国は知的財産分野でも「チョークポイント」（その点を押さえれば相手の行動を制約できる要所）を握っている。第 1 次トランプ政権は、米国原産の技術・ソフトウェアに基づいて米国外で製造された製品や、米国原産の技術・ソフトウェアに基づく製造設備等から米国外で製造された製品について、提供先が中国の通信機器大手ファーウェイ等の場合に、米国の輸出管理規則を適用するに至った。半導体製造に不可欠な知的財産を米国が掌握していたことで、ファーウェイが米国政府の許可なく最先端半導体を購入することは困難となったとされる⁷。

2 経済安全保障で重要な「自律性」と「不可欠性」

経済活動に関する国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止し国益を確保するには何が必要か。この点を考える上でのキーワードが「自律性」と「不可欠性」である⁸。

経済安全保障における「自律性」とは、特定国・地域への過度な依存を避け、外部からの経済的圧力への耐性等を高めることである。例えば、サプライチェーン強靱（きょうじん）化に向けた、輸出入先の多角化、国内生産能力の強化、備蓄の推進、代替技術の開発、リサイクル・リユースの推進等がこれに該当する。また、基幹インフラの情報システムにバックドア⁹等が仕掛けられた場合、機能停止や通信傍受のおそれがあるため、信頼できる相手からの調達も重要とされる。

「不可欠性」とは、自国が他国にとって不可欠な存在となることで、他国からの経済的威圧に対する抑止力を持つという考え方である。資源国では保有する資源が、巨大市場を持つ国は市場が、技術立国であればその優れた技術が、国際社会における不可欠性の源泉となり得る。

³ レアアースの中でも原子番号が比較的大きい元素群を指す。ジスプロシウムやテルビウムは、電気自動車用モーターに用いられる高性能永久磁石の製造に用いられている。

⁴ 野中大樹・劉彦甫「「武器」化されたレアアースに産業界は耐えられるか」『週刊東洋経済』7260号、2025.11.15、pp.34-37。

⁵ 鈴木 前掲注(1)、p.176。

⁶ 鈴木一人「日本は『チョークポイント』の重要性を再認識せよ」2025.10.2. 日経 BOOK PLUS ウェブサイト <<http://bookplus.nikkei.com/atcl/column/091600133/093000030/>>

⁷ ヘンリー・ファレル、アブラハム・ニューマン（野中香方子訳）『武器化する経済—アメリカはいかにして世界経済を脅しの道具にしたのか—』日経 BP、2024、pp.130-133。（原書名：Henry Farrell and Abraham Newman, *Underground Empire: How America Weaponized the World Economy*, London: Allen Lane, 2023.）

⁸ 「自律性」や「不可欠性」に関する説明は、鈴木一人「経済が「武器」にされる時代…経済安全保障、当事者となる産業界は備えが必要」『METI Journal Online』2025.6.19. 経済産業省ウェブサイト <<https://journal.meti.go.jp/policy/202506/39704/>>; 同 前掲注(1)、pp.28-38; 同 前掲注(6)等を参照した。

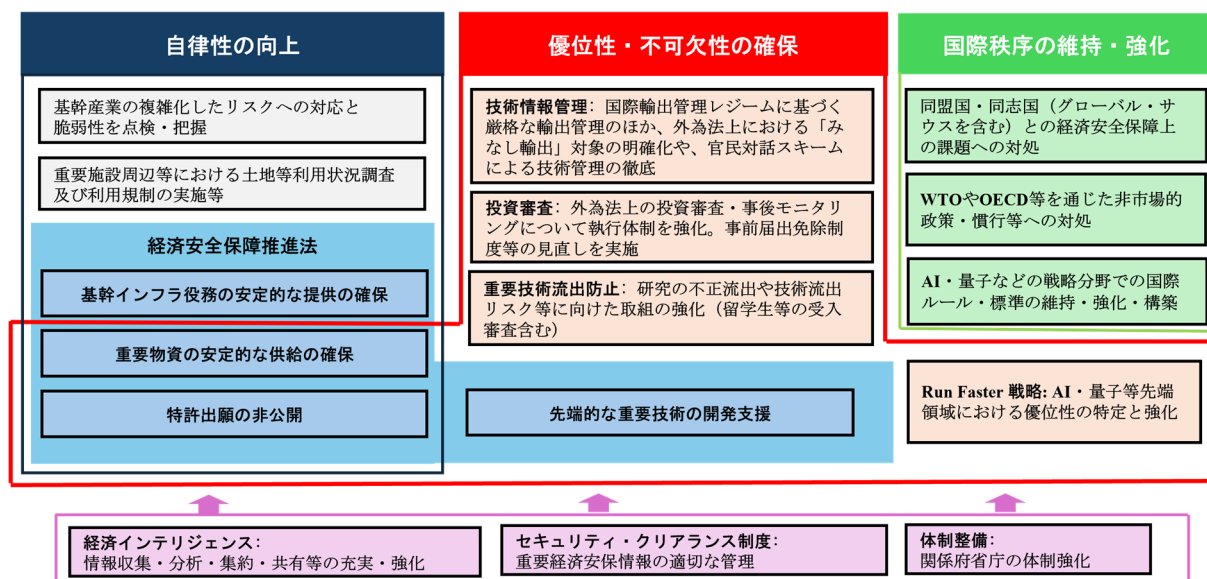
⁹ 攻撃者がシステム内に不正侵入するための入口。

例えば、日本には、他国企業では製造が困難な高性能炭素繊維を生産できる企業がある。また、米国のバイデン政権が 2022 年、対中半導体輸出規制を強化した際に日本へ半導体製造装置の輸出規制を求めた¹⁰背景には、日本製製造装置が半導体のグローバル・サプライチェーンにおいて不可欠な存在となっていることがあるとされる。このため、優れた技術の開発促進を図る取組は不可欠性を高めることになるが、他方でそのような技術が信頼できない国等に流出すれば、優位性・不可欠性は失われかねない。技術流出は産業スパイ等の不正行為に限らず、輸出取引や外国企業による自国企業の買収等を通じても生じ得る。このため、自国の不可欠性を維持・強化する有効な手段としては、輸出管理や対内投資審査の厳格化もある¹¹。

II 経済安全保障推進法の概要

政府は、「自律性の向上」「優位性・不可欠性の確保」「国際秩序の維持・強化」という方向性の下、施策を策定・実施している（下図）。

図 経済安全保障施策と経済安全保障推進法



(出典)「経済安全保障の更なる推進に向けて」(経済安全保障推進会議(第8回)資料1)2025.11.7, p.1. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai8/shiryo1.pdf> を基に筆者作成。

1 経済安全保障推進法の四つの施策

令和 4 (2022) 年、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済安全保障推進法が制定され、次の 4 点に関する施策が創設された。

¹⁰ 「対中半導体規制、米が本腰 輸出制限、日本やオランダに協力要請」『朝日新聞』2022.12.14. その後の令和 5 (2023) 年、日本は、特定の国を念頭に置くものではないとしながらも、先端半導体製造装置 23 品目について輸出規制を強化した(「半導体製造装置、輸出規制強化へ 23 品目 中国を意識、米に協調」『朝日新聞』2023.4.1.)。

¹¹ 3 ページの図においても、政府は、輸出管理、外為法上の投資審査、先端的な重要技術の開発支援(官民技術協力)の取組を「優位性・不可欠性の確保」に関する取組として位置付けている。

表 1 経済安全保障推進法の四つの施策

①重要物資の安定的な供給の確保	国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資 ^(注1) として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援すること等を通じて、サプライチェーンの強靱化を図る。供給確保計画が認定された事業者は、助成、融資、株式等の引受け、信用保証等の支援を受けられる。特定重要物資として指定されるためには、重要性（国民の生存に必要な不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠）、外部依存性（外部に過度に依存又は外部に過度に依存するおそれ）、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、本制度による措置の必要性の4要件を満たす必要がある。したがって、別の法律等で対応可能ならば、本制度で措置を講じる必要性は小さいと判断される。
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	基幹的なインフラ事業を行う事業者が、特定の重要設備について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度。法律で規制対象の外縁となる事業 ^(注2) を列挙した上で、政令で絞込みがなされる。事業区分ごとに指定基準を省令で定め、対象事業者が指定される。特定重要設備等や重要維持管理等も省令で規定される。
③先端的な重要技術の開発支援	先端的な重要技術の研究開発促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等を措置。
④特許出願の非公開	安全保障上機微な発明の特許出願について、保全指定により公開を留保する仕組みや、外国出願制限、補償等を措置。

(注1) 令和7(2025)年12月24日時点では、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、半導体素子及び集積回路、蓄電池、クラウドプログラム、可燃性天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、コンデンサー・ろ波器及び磁気センサー、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品の16品目。

(注2) 令和7(2025)年11月2日時点では、対象分野は、電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、港湾運送、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカードの15分野。

(出典)「経済安全保障推進法の概要」内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf>; 内閣府政策統括官(経済安全保障担当)付参事官(特定重要物資担当)「経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定的な供給の確保(サプライチェーン強靱化)に関する制度全般や技術流出防止について」2025.12, p.8. <https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/doc/sc_gaiyou.pdf>等を基に筆者作成。

2 基本方針

政府は、経済安全保障推進法に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針(基本方針)」(令和4年9月30日閣議決定)¹²を定めた。同方針は、同法で創設された四つの施策を始めとする種々の施策を全体として適切に機能させるため、各施策に通ずる基本的な事項を明示している。例えば、配慮すべき事項の一つとして、「自由かつ公正な経済活動との両立」を掲げ、事業者等の活動を過度に制約せず、競争環境やイノベーション・効率性を毀損しないよう求めている。特に、規制は、合理的に必要と認められる限度にとどめるとともに、規制の対象範囲・考え方をあらかじめ明確化することで政府の関与について事業者等が予測できるようにし、また、過度の規制により国際競争上不利な環境に置かれることのないよう配慮すべきとしている。

加えて、経済安全保障上の脅威が複合的に生じ得る中、対象となる経済活動は多岐にわたり所管行政機関も複数に及ぶことから、各施策を一体的に講ずることが必要としている。このため、4施策を講ずるに当たっては、内閣官房の国家安全保障局と内閣府の経済安全保障推進部局が平素から情報を共有し密接に協力し、施策間の一体性・整合性を確保することとされている。また、4施策以外の経済施策のうち、安全保障の確保に資するものを実施する場合も、4施策との連携を考慮しながら推進することとされている。

¹² 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」(令和4年9月30日閣議決定)内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonhoushin.pdf>

3 セキュリティ・クリアランス制度

前出の図の下部に記載されている経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度は、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和6年法律第27号)によって導入された制度であり、重要経済安保情報は、漏えいのおそれがないとの適性評価を受けた者のみを取り扱うことができ、漏えいや不正取得には罰則が科される。政府は、当該制度を導入した目的として、経済安全保障分野での情報保全強化、同様の制度を有する諸外国との協力促進、官民の情報共有を可能にする仕組みの構築を挙げている¹³。

III 経済安全保障から見たレアアースと半導体をめぐる動向

本章では、地政学的リスクと供給集中の問題が際立つレアアースと、産業基盤を支えるとともに先端製造能力が国家間競争の核心に位置する半導体を取り上げ、それぞれに関する主な取組と意義、経済安全保障推進法との関係や今後の課題について整理する。

1 レアアースをめぐる動向

先に紹介した平成22(2010)年の中国によるレアアース輸出規制などを踏まえ、重要鉱物の安定供給確保に向け、日本は、同志国とも連携しつつ、供給源の多角化、自給率の向上、備蓄の確保を進めてきた。

例えば、JOGMEC(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)と双日株式会社は共同出資会社を通じて豪州ライナス社に出資し、同社が生産する重希土類の日本向け供給が行われている¹⁴。資源外交では、米国、豪州、カナダといった同志国と連携した鉱山開発や資源国との関係強化が進められている¹⁵ほか、日米欧を中核に、最低価格制度を設け中国産の安価な重要鉱物が流入しない貿易圏を構築する動きも見られる¹⁶。安価な重要鉱物の流入を許すと、流入した国での重要鉱物の生産が採算割れとなり、投資も停滞し、結果として供給源を中国に集中させてしまうおそれがあるからである。

また、短期的な供給途絶リスクに備え、需給動向を踏まえた戦略的備蓄も行われている¹⁷。モーター用永久磁石に使われる重希土類の調達は、そのほとんどを中国に依存していたため、依存から脱却するために重希土類を使わない磁石の開発・実用化等が進められてきた¹⁸。その結果、平成21(2009)年に85%であったレアアース全体の対中依存度は令和2(2020)年に58%まで下がったが、需要拡大に伴い、令和6(2024)年には72%に再上昇している¹⁹。

日中関係は、令和7(2025)年11月以降悪化しており、中国政府は令和8(2026)年1月6日、軍民両用品に関する対日輸出管理の厳格化を発表した。また、2月24日には、日本の20

¹³ 「セキュリティ・クリアランス制度及び重要経済安保情報保護活用法概要」 pp.3-5. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/download/kyoikujigyosha.pdf>

¹⁴ 「レアアース(重希土)の日本向け供給確保—豪州ライナス社への追加出資—」 2023.3.7. JOGMEC ウェブサイト <https://www.jogmec.go.jp/news/release/news_10_00093.html>

¹⁵ 「[第7次] エネルギー基本計画」(令和7年2月18日閣議決定) pp.63-64. 資源エネルギー庁ウェブサイト <https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf>

¹⁶ 「日欧とレアアース貿易圏 米提案、中国産を排除 「最低価格制を導入」」 『日本経済新聞』 2026.2.5, 夕刊。

¹⁷ 「[第7次] エネルギー基本計画」前掲注(15), p.63.

¹⁸ 「「重希土類フリー」磁石を開発した大同特殊鋼」 『週刊東洋経済』 7260号, 2025.11.15, pp.42-43; 「レアアースの中国依存軽減 日本企業、調達先確保や技術革新に動く」 『日本経済新聞』 2026.1.21, 夕刊。

¹⁹ 「レアアース規制か、広がる不安」 『朝日新聞』 2026.1.8.

社・団体に対し、レアアースを始めとする軍民両用品の輸出禁止を発表した²⁰。国内備蓄の進展により短期的な影響は限定的とされるが、長期化すれば産業界への影響が懸念される²¹。

では、経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定供給確保支援制度は、レアアースの供給確保や省レアアース化にどの程度寄与しているのでしょうか。同法に基づくレアアース関連の支援制度は、重要鉱物と永久磁石の二分野にわたる。認定された供給確保計画の概要を見る限り、永久磁石については、省レアアース磁石の開発など、レアアース使用量の削減を目的とした取組が確認できる一方、重要鉱物については、ニッケル、コバルト、リチウム等に関する取組が目立ち、レアアースに対する支援制度の活用は限定的となっている可能性がある²²。令和7（2025）年10月に政府が公表した進捗評価においても、重要鉱物について「実績の積上げ等に課題があり、一部鉱種の達成見通しが不透明で更なる取組が必要」と記されている²³。

制度開始から数年が経過したばかりであり、今後事業者による制度利用が拡大する可能性もあるものの、こうした状況は経済安全保障政策の難しさを示唆している。伝統的な安全保障分野では国家が直接的に政策を実行できるのに対し、経済安全保障では民間が行動の担い手となる部分が多い。資金面等での支援が用意されても、企業にとっての採算性や長期的な見通しが確保されなければ、経済合理性からかい離れた行動は困難である。このため、レアアースのサプライチェーン強靱化に当たっては、経済安全保障推進法に基づく措置に限らず、海外との連携強化など、前述のような取組を併せて進めていく必要もあろう。

そのような中、今後の供給源として期待されているのが、南鳥島周辺海域の深海海底に存在するレアアース泥である。重希土類を多く含むとされ、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）²⁴を中心に実証試験が進められている。令和8（2026）年2月には、試掘・引揚げに成功し、今後採取量を増やした本格的な採掘試験に進む。レアアースを精製する技術の確立や採算性が課題とされているが、採算性が低くても自国で資源を把握し、採取する技術を確立することができれば、緊急時の供給ルートを確保でき、経済安全保障上意義があるとの見方もある²⁵。

2 半導体をめぐる動向

経済安全保障の観点から日本の半導体分野で特に注目されるのが、台湾の半導体企業 TSMC（台湾積体電路製造）社の国内誘致と日本のラピダス株式会社の取組である。TSMC 社等が出資して熊本県に設立した JASM 社²⁶の第一工場では 12~28nm（ナノメートル）世代のロジック半

²⁰ 「中国が事実上の対日禁輸 軍民両用品、20 社・団体対象 三菱重系や IHI 系、リスト入り 日本は撤回要求」『日本経済新聞』2026.2.25。

²¹ 東深澤武史・越山祐資「中国レアアース輸出規制の日本経済への影響—対中輸入が1年間停止の場合 GDP に0.9%の下押し圧力—」2026.1.22. みずほリサーチ&テクノロジーズウェブサイト <<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/research/report/pdf/express-jp260122.pdf>>

²² 永久磁石については、「永久磁石の安定供給の確保」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/magnet/index.html> に掲載された計画の概要を、重要鉱物については、「重要鉱物の安定供給の確保」同 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/metal/index.html> を参照。

²³ 「サプライチェーン強靱化の取組フォローアップ（2025年度）」2025.10, p.9. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryos3-1.pdf>

²⁴ 総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を發揮して、府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト。

²⁵ 「南鳥島沖レアアース泥、技術・採算性検証 内閣府が引き揚げ成功発表」『日経速報ニュースアーカイブ』2026.2.2.

²⁶ 「JASMを知る」TSMC ウェブサイト <https://www.tsmc.com/static/japanese/careers/jasm/discover_jasm.html>

導体²⁷を製造し、ラピダスでは2nm世代の量産と2nm世代よりも更に微細な先端半導体開発を目指している²⁸。

28nm世代は最先端ではないものの、自動車産業を始め多くの産業分野で必要とされている半導体であり、国内企業の主力製造技術が40nm世代にとどまっていた状況を踏まえれば、28nm世代を製造できる企業の国内誘致は「自律性」向上に資する。また、TSMC社は令和8(2026)年2月5日、熊本の新工場で3nm世代の半導体を生産する計画を表明し、AI向け半導体の国内安定供給につながると期待されている²⁹。他方、ラピダスが目指すビヨンド2nm世代半導体の開発は「不可欠性」向上に寄与する取組と言える³⁰。

JASM社の事業に対しては先端半導体に関する設備投資を支援する「先端半導体基金」が、ラピダスの次世代半導体研究開発には先端半導体関連の研究開発を支援する「ポスト5G基金」³¹が、それぞれ活用されている。これらに加え、経済安全保障推進法に基づく取組では、従来型半導体や原材料・部素材等の製造能力強化を図り、各種半導体の国内生産能力を維持・強化することが目指されている³²。

半導体を「武器」とした経済的威圧事例は最近も発生している。例えば、2025年9月にオランダ政府が同国に本社を置く中国資本のネクスペリア社を管理下に置き経営権を掌握したことに反発した中国政府は、同社の中国工場からの半導体出荷を停止し、同社から半導体を調達していた世界各地の自動車産業に影響が及んだ³³。この事例は、先端だけでなく従来型の半導体にも留意した施策を持続的に講じていくことの重要性を示唆している。

IV 経済安全保障推進法等改正に向けた論点

経済安全保障推進法附則第4条では、同法の施行後3年後を目途に施行状況の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。また、令和7(2025)年11月、経済安全保障推進会議において高市早苗内閣総理大臣から、大胆な危機管理投資により力強い経済成長を目指すとともに経済安全保障の確保を確実なものにしていくという内閣の方針が示され、有識者の意見を踏まえながら、経済安全保障推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう小野田紀美経済安全保障担当大臣に指示があった³⁴。これを受け、「経済安全保障法制に関する

²⁷ 論理演算を行う半導体。

²⁸ ラピダスをめぐる動向については、三浦夏乃「ラピダスをめぐる動向—最先端半導体の国産化に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1330号、2025.9.9。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/14470069>>等を参照。

²⁹ 「TSMC、熊本で3ナノ半導体 AI向け最先端品 工場計画を転換」『日本経済新聞』2026.2.5、夕刊。

³⁰ TSMCの国内誘致やラピダスの取組の経済安保上の意義については、“US, South Korean, and Japanese approaches to economic security,” 2025.2.12, p.34. Brookings Institution website <https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2025/08/fp_20250212_us_south_korea_japan_economic_security_transcript.pdf>等を参照。

³¹ 三浦 前掲注(28), p.4等を参照。

³² 経済産業省商務情報政策局情報産業課「半導体に関する最近の政策動向について」2024.2, pp.3-6, 11-21。<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/jyoho/oshirase/240228_1_1.pdf>; 経済産業省「半導体に係る安定供給確保を図るための取組方針」2023.1.19 (2025.5.16 改定), pp.13, 15。<https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/semicon/torikumihousin_semiconr3.pdf>等を参照。

³³ 「車産業に半導体調達懸念 ホンダなど影響調査 中国・オランダ対立で出荷停止 経済安保、リスクに直結」『日本経済新聞』2025.10.23。

³⁴ 「第8回経済安全保障推進会議議事要旨」2025.11.7。内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai8/gijiyoshi.pdf>

有識者会議」³⁵での検討が進められ、令和8（2026）年1月30日に同会議から提言が示された³⁶。提言内容を踏まえ、第221回国会に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」が内閣から提出された³⁷。以下では、改正法案における主な改正点や論点を整理する。

1 改正法案の概要

改正法案における主な改正点は、①「重要な物資の安定的な供給の確保」について、重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援措置の追加や安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等に関する措置の整備、②「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」については医療分野の追加や制度運用の改善、③「先端的な重要技術の開発支援」については指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲の拡大、④「重要な海外事業の促進」については支援措置の創設、⑤「総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会」についてはその創設、などである。表2は、これらの改正点の内容及びその理由・背景を整理したものである。

表2 改正法案における主な改正点

分野	内容及びその理由・背景
①重要な物資の安定的な供給の確保	<p>●重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援 特定重要物資の指定に当たっては、重要な物資等そのものに外部依存性や供給途絶蓋然性等が認められることが必要とされている。しかし、物資そのものが確保されていても、その供給に不可欠な役務（例えば、光海底ケーブル敷設や人工衛星打上げ等）が外部に依存していると、物資を適切な場所で使用できず国家・国民の安全を損なうおそれがある。そこで、重要な物資等の供給に不可欠で、専らその供給のために用いられる役務に外部依存性や供給途絶蓋然性等が認められる場合に、当該物資を特定重要物資として指定し、役務の提供基盤の整備や、役務の提供に係る技術開発等を支援できるようにする。</p> <p>●安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等 特定重要物資等の供給に係る事業者の事業の廃止、譲渡、移転等が行われる場合、安定供給確保に支障が生じ得る。そのため、国、特定重要物資等の供給を行う事業者、供給を受ける事業者その他関係者の相互連携・協力の努力義務規定を置く。また、安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合、主務大臣は、関係者に対して状況を把握するために必要な協力（情報提供等）を求めたり、供給確保計画の提出を促すことを可能とする。さらに、認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合、主務大臣は、関係者に対して安定供給確保のために必要な協力（情報提供、協議、対応の検討・方向性の見直し等）を求めることを可能とする。</p>
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	<p>●医療分野の追加 基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）として定めることのできる事業に、医療分野（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等）を追加する。医療DX関連業務とは、電子カルテ共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格等確認システムに関する業務を指し、これらの業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがあるため、基幹インフラ制度に追加する。対象となる病院は、指定基準（省令）により一定の病院に絞り込まれる。届出対象の設備も今後、省令で規定される。</p> <p>●制度運用の改善 事業者指定直後から届出可能とする等、事業者等からの意見を踏まえた運用改善を措置する。</p>

³⁵ 「別紙 経済安全保障法制に関する有識者会議構成員」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/pdf/konkyo.pdf> 当該会議は、大学の法学・経済学・政策研究・技術分野の研究者に加え、経済団体や民間企業の実務家、シンクタンク関係者などで構成されている。安全保障・外交、経済政策、産業界、科学技術・イノベーション、知的財産等の専門家を幅広く含み、関係ステークホルダーを含んだ構成となっている。

³⁶ 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」2026.1.30. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r8_dai15/teigen.pdf>

³⁷ 「第221回 特別国会」内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/houan/221/index.html>>

分野	内容及びその理由・背景
③先端的な重要技術の開発支援	<p>●指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲の拡大</p> <p>経済安全保障重要技術育成プログラムでは、守秘義務を伴う情報共有も可能な指定基金協議会を開催し、伴走支援を実施している。特定重要技術の研究開発等の更なる促進のため、指定基金協議会を設置できる基金について、現行法上の5法人（科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等）が設置する基金だけでなく、研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設置する基金に対象を拡大する。また、特定重要技術の研究開発等を目的の一部として行う基金も対象に追加する。</p>
④重要な海外事業の促進（新設）	<p>●経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設</p> <p>国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっている。そのため、経済安全保障上重要な海外事業（特定海外事業）を支援するための新たな制度を創設し、特定海外事業に関する計画の認定を受けた事業者は、主務大臣や国際協力銀行（JBIC）から支援を受けられるようにする。JBICによる支援については、株式会社国際協力銀行法の改正により、目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、同行に新勘定を設ける。認定特定海外事業に対する貸付け又は出資の業務は、償還確実性の原則及び収支相償の原則（収入が支出を償うに足りるようにすること）の適用を受けないものとした上で、JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。</p>
⑤総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）	<p>●総合的な経済安全保障シンクタンク機能の構築</p> <p>経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集して対応することが重要になっている。機動的に調査研究を行い、政府全体の幅広い政策要請に応える総合的な経済安全保障シンクタンク機能を創設する。内閣総理大臣は、経済安全保障に関する総合的な調査研究を行うこととし、その一部を独立行政法人経済産業研究所（RIETI）に行わせることを可能とする。当該業務を行うRIETIの役職員に国家公務員と同等の守秘義務を求める。</p> <p>●官民協議会</p> <p>官民の関係者が参画し、経済安全保障を確保するための対策等について情報共有や協議を行う官民協議会を創設する。構成員は、内閣総理大臣、国の関係行政機関の長、事業者、学識経験者等とする。RIETIに協議会運営を行わせることを可能とする。構成員及び協議会事務の従事者に国家公務員と同等の守秘義務を求める。</p>

（出典）「経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の概要」2026.3.19. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/houan/pdf/221/221_1gaiyou.pdf>; 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 新旧対照条文」同 <https://www.cao.go.jp/houan/pdf/221/221_1shinkyu.pdf>; 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」2026.1.30. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r8_dai15/teigen.pdf> を基に筆者作成。

2 論点

前述の「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」にも明記されているとおり、安全保障の確保に関する経済施策の実施に当たっては、自由かつ公正な経済活動との両立を確保すること、国際協調主義と整合的であること等が求められる。この観点からは、例えば、基幹インフラの役務の安定供給確保に係る制度は事業者に対する規制的措置を伴うものであることから、事業活動を過度に制約するものとなっていないかが問われる。また、海外展開を支援する措置については、自由で公正な競争環境と両立するものであるかどうか、更には国際約束の誠実な履行を妨げることがないかどうかについても留意が必要とされる。

（1）有識者会議で示された法改正に向けた主な論点

（i）重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援について

重要な物資の安定的な供給確保における支援対象に「役務」も含めることについては、対象とする役務の定義をいかに理解しやすくまた納得感が得られるものとするかが論点として挙げ

られた。また、特定重要物資の安定供給確保を図るための取組方針では定量的な目標が多く、その目標と比較して取組の進捗状況を把握できるが、役務の場合にどのように定量的な目標を設定するかという点も論点の一つとされた³⁸。

(ii) 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等について

重要な物資の安定的な供給確保に関する改正点のうち、安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等の措置については、制度の実効性確保が論点とされた。例えば、特定重要物資等の供給を行う事業者の事業の廃止や海外移転等が行われた場合、当該物資の供給量の減少や技術流出による当該物資の外部依存のおそれ等、特定重要物資等の安定供給確保に影響を及ぼす可能性が懸念され、そのような情報をどのように事前に察知するかが課題との指摘があった。

また、供給事業者やその取引先、金融機関、投資家等の関係者が協力し合うことを求めるとしているが、不採算の事業であっても経済安全保障のために事業を継続するというような場合に投資家からの協力を得られるかという点も論点として提起された。

加えて、情報収集や協力要請を行う場合の情報の取扱いや関係者の範囲を事前に明確化し、事業者の負担を軽減すべきとの指摘も見られた。民間契約の守秘義務を解除できるよう法的手当てをすべきとの意見も見られたが、政府側は、経済安全保障推進法第2章の特定重要物資に関する支援制度の中に位置付けることは、法制上の難易度が高いと説明している。もっとも、メガバンク等からは、情報提供の協力を求めるだけのソフトな規定であっても、クライアントや社内との関係の調整に有用であり、主務官庁と話がしやすくなるとの声があるとされる³⁹。

(iii) 基幹インフラ制度に医療分野を追加することについて

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度への医療分野の追加は、令和6(2024)年の経済安全保障推進法の一部改正に向けた検討時に俎上(そじょう)に上がったが、当時は見送られた。理由としては、特定機能病院や地域医療支援病院が機能停止した場合でも他の病院による代替が可能であることや、医療機関ごとに病院情報システムが個別に構築されているためシステム障害の影響が当該医療機関内にとどまることが挙げられた。また、電子カルテ共有サービス等の医療DX関連システムについては、引き続き検討を行っていくこととされた⁴⁰。

³⁸ 「経済安全保障法制に関する有識者会議(第13回)議事要旨」2025.12.16, pp.5, 10, 18. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai13/gijiyoshi.pdf>; 「サプライチェーン強靱化に向けた更なる措置—経済安全保障上重要な海外事業の展開—」(経済安全保障法制に関する有識者会議推進法改正に関する検討会合第1回資料)(経済安全保障法制に関する有識者会議(第13回)資料3)2025.11.27, p.3. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai13/shiryu3.pdf> なお、本稿の「(1)有識者会議で示された法改正に向けた主な論点」の各目(i)~(vi)では、根拠文献のうち有識者会議に関するものを、各目の最終段落末尾の文に脚注としてまとめて示している。

³⁹ 「経済安全保障法制に関する有識者会議(第12回)議事要旨」2025.11.14, p.16. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/gijiyoshi.pdf>; 「経済安全保障法制に関する有識者会議(第13回)議事要旨」同上, pp.5, 8, 9, 11, 19, 20.

⁴⁰ 「経済安全保障法制に関する有識者会議基幹インフラに関する検討会合第1回資料」(経済安全保障法制に関する有識者会議(第9回)資料3)2023.12.20, pp.19, 20, 27, 28. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r5_dai9/siryu3.pdf>; 「基幹インフラ制度における今後の対応について」(経済安全保障推進会議(第6回)資料4)2024.1.30. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai6/siryu4.pdf>; 「経済安全保障法制に関する有識者会議」基幹インフラに関する検討会合(第1回)議事要旨」(経済安全保障法制に関する有識者会議(第9回)資料2)2023.12.20, p.5. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r5_dai9/siryu2.pdf>

しかし、上記改正時の衆議院及び参議院での委員会採決における附帯決議や「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。いわゆる「骨太方針 2024」）において、基幹インフラ制度への追加検討が求められた⁴¹。さらに、医療 DX の推進により医療機関のシステム環境が変化し、全国的なネットワーク化⁴²が進展することを踏まえ、今般の改正に向けた議論では有識者会議から医療を基幹インフラ制度に含める提言がなされた。

また、有識者会議は、対象となる病院をどのように定めるかについて、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に指定し、その後、地域性を考慮しつつ段階的に指定範囲を拡大していくことを提言している。

他方、医療を追加することについては、有識者会議や社会保障審議会医療部会において、医療特有の構造的課題への配慮を求める意見も見られる。具体的には、医療機関は電力や金融等の既存の基幹インフラ事業者と異なり事業規模が小さいこと、診療報酬という公定価格により価格転嫁ができず、多くが赤字経営で投資余力に乏しいこと、IT・サイバーセキュリティ人材が不足する中で日々多忙な現場に新たな対応を求めること等への懸念である。基幹インフラ制度には支援の枠組みがないため、国による財政支援、人的支援、人材育成支援等を求める声が上がっている⁴³。

(iv) 経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設について

経済安全保障上重要な海外事業とは何かを明確にする必要性が指摘され、政府側からは、基本指針⁴⁴の策定の中で、どのような視点で対象事業を考えていくのかという点を議論しながら定めていく旨の回答があった。また、海外事業支援が国内産業の空洞化を助長しないよう国内裨益（ひえき）も考慮すべきとの指摘も見られた。加えて、民間事業者による出融資の呼び水となることが期待されるものの、民間事業者のモラルハザードを引き起こさないよう留意すべきとされた⁴⁵。

(v) 総合的な経済安全保障シンクタンクについて

新設される「総合的な経済安全保障シンクタンク」の課題の一つに優秀な人材確保が挙げられ、有識者会議では、国際競争力を備え産業界からの協力を得るには適切な報酬・処遇が不可欠との指摘があった。また、有識者会議の提言では、シンクタンクが行うべき調査研究テーマとして、サプライチェーン分析、インフラ間の相互依存を踏まえたリスクシナリオの作成、地政学的な関心を背景とした先端技術動向の分析等を挙げている。あわせて、自律性や優位性・不可欠性の観点からの政策提言を行うとともに、諸外国の調査研究機関との連携を通じて調査

⁴¹ 「基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る検討状況等について」（経済安全保障法制に関する有識者会議（第 12 回）資料 2-1）2025.6.2, pp.10, 12. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo2-1.pdf>

⁴² 政府による医療機関間での医療情報共有のための取組の現状と課題については、近藤倫子「医療情報共有の現状と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1350 号, 2026.3.16. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14669632>> 等を参照。

⁴³ 厚生労働省「基幹インフラ制度への医療分野の追加について」（経済安全保障法制に関する有識者会議（第 12 回）資料 2-4）2025.11.14, pp.1-2. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo2-4.pdf>; 経済安全保障法制に関する有識者会議 前掲注(36), p.19; 「経済安全保障法制に関する有識者会議（第 12 回）議事要旨」前掲注(39), pp.19, 20.

⁴⁴ 経済安全保障推進法に基づき、全体の基本方針のほか、各施策に関する基本指針が策定される。

⁴⁵ 「経済安全保障法制に関する有識者会議（第 13 回）議事要旨」前掲注(38), pp.6, 9, 20; 経済安全保障法制に関する有識者会議 前掲注(36), p.25.

研究能力の向上を図るべきであるとしている。なお、技術については内閣府の委託事業として立ち上げられる「重要技術戦略研究所（仮称）」⁴⁶において経済安全保障の観点からの重要技術の調査分析も行われる予定である。両者は別組織としてスタートするが、連携しつつ人材・資金を最大限有効活用するために、近い将来統合すべきとされた。加えて、シンクタンクにおける機微情報や重要経済安保情報の取扱いも検討事項とされた⁴⁷。

（vi）官民協議会について

官民協議会については、民間事業者に参加する意義を見いだしてもらうことが重要であり、有識者会議からの提言では、中小企業やベンチャー企業も含めた関係者の負担等にも配慮し、実効性のある形で関わってもらうための工夫・サポートが必要と記された。また、守秘義務の存在を十分に理解した上で参加を判断できるよう、丁寧な説明が必要とされた。官民協議会でどのようなテーマを取り扱うかについて、有識者会議の提言では、顕在化しているリスクの実態・影響の把握と対策の検討、いまだ顕在化していない業種横断的なリスクへの中長期的対応の検討、潜在的に想定されるリスクシナリオの影響分析とその対策の検討等が考えられるとしている⁴⁸。

（2）その他の論点

以下では、有識者会議以外で指摘された点も含めその他の論点等を紹介する。

（i）データセキュリティ

有識者会議は、民間企業が保有する個人に関する機微なデータ（ゲノムデータなど）が既存法制では十分に保護されないおそれがあるとして必要な措置の検討等を求める一方、データの利活用や経済活動を必要以上に制限しないよう、措置の対象範囲には留意が必要な旨を指摘した⁴⁹。

（ii）独占禁止法との関係

重要物資の供給途絶や技術移転の強要といった日本の自律性・不可欠性を喪失するリスクに対応するため、他国企業からの買収提案や技術提供に関する情報交換、重要原材料の共同調達、競争力強化を目的とした事業再編など、同業他社やサプライチェーン全体での企業間連携の重要性が高まっている。一方、産業界からは、こうした情報交換や連携が独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」昭和22年法律第54号）のカルテル違反や企業結合規制抵触のおそれがあるとの懸念が示された。このため、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、令和7（2025）年11月、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表し、産業界から寄せられた経済安全保障の観点から想定される事例について、同法上の考えを

⁴⁶ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等に基づいて設立することとしている安全・安心に関するシンクタンクで、経済安全保障に関わる科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術に関し政策提言を行う。公益財団法人未来工学研究所、国立大学法人東京科学大学及び国立大学法人北海道大学で構成される共同提案体が採択された。

⁴⁷ 経済安全保障法制に関する有識者会議 前掲注(36), pp.31-33; 「経済安全保障法制に関する有識者会議（第13回）議事要旨」前掲注(38), pp.12, 21; 「経済安全保障法制に関する有識者会議（第12回）議事要旨」前掲注(39), pp.4, 5, 17, 19.

⁴⁸ 経済安全保障法制に関する有識者会議 同上, pp.34-35.

⁴⁹ 経済安全保障法制に関する有識者会議 同上, pp.36-41.

明らかにし、企業サイドの委縮緩和を図っている⁵⁰。

(iii) サプライチェーンの脆弱性分析能力の向上

サプライチェーンの強靱化を進める上では脆弱性の把握が不可欠であり、学术界においてもデータを活用した分析手法の研究が進められている。例えば、経済ショックが二国間貿易に与える影響を検証した分析や、輸出入税関申告データを用いてより詳細な貿易データを構築しサプライチェーンの脆弱性を分析する研究が存在するほか、OECDが公表している付加価値貿易(Trade in Value-Added: TiVA)に関する指標もある⁵¹。TiVAは、各国の製品に含まれる付加価値を発生国・産業別に数値化したものであり、付加価値源泉の国別シェアを分析することで、各製品のサプライチェーンにおける地理的集中度や依存度を量的に把握することができる⁵²。ただし、付加価値ベースよりも総取引量ベースの方が適切な場合もあるため、ショックの性質に応じて指標を適切に選択することが必要であると指摘されている⁵³。また、こうした「量」に関する分析に加え、特定国を経由する「頻度」に着目した手法も開発されている⁵⁴。

さらに、代替容易性に関する指標も重要とされる。例えば、ロシアによる天然ガス供給停止の脅威に直面したドイツでは、基礎化学品は産業の中核をなすことから、天然ガスの供給が途絶すればガス多消費型の化学工業の生産が止まり、製造業全体のサプライチェーンが崩壊しかねないとの懸念が一部で生じた。経済的影響を迅速に評価できなかつたことで、ドイツはロシアへの強硬姿勢をとることに慎重となり、当初のウクライナ支援も限定的にとどまった。しかし、生産工程で天然ガスを大量消費する製品を特定し、輸入による代替可能性を定量的に分析した結果、供給停止や価格高騰の影響は化学原料産業などの一部の産業で生じるものの、ガス消費量が多い製品を輸入で代替することによって、当初懸念されたようなドイツ産業全体のバリューチェーン崩壊には至らないことが確認された⁵⁵。

有識者会議は、総合的な経済安全保障シンクタンクについて、サプライチェーン分析をその

⁵⁰ 公正取引委員会ほか「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」2025.11.20. <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_jireisyuu.pdf>; 公正取引委員会「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」2025.11.20. <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economicsecurity_kanngaekata.pdf>; 池田陽子ほか「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について(1)背景および検討の経緯」『NBL』1304号, 2025.12.15, pp.13-19; 岩下生知「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について(2・完)経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の考え方」『NBL』1307号, 2026.2.1, pp.24-30等を参照。例えば、事例集では、海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該提案がなされた事実について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない、としている。

⁵¹ サプライチェーンをマクロ指標やマイクロデータから分析した研究を紹介した文献としては、戸堂康之「経済安全保障に関するデータを利用した統計分析」『統計』76(5), 2025.5, pp.12-17; 川窪悦章「統計からみる経済安全保障」『統計』76(5), 2025.5, pp.18-24等がある。

⁵² 猪俣哲史「サプライチェーンの脆弱性を考える：定量分析の最前線(前編)」2025.9.22. 電通総研ウェブサイト <<https://dcer.dentsusoken.com/reports/si25001/>>

⁵³ Richard Baldwin, “Analysis of supply chain vulnerabilities using world input-output data,” 2025.12.16. 独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/en/events/25121601/pdf/s3-1_baldwin.pdf>; Richard Baldwin et al., “Horses for Courses: Measuring Foreign Supply Chain Exposure,” *NBER Working Papers*, w30525, 2022.9. <https://www.nber.org/system/files/working_papers/w30525/w30525.pdf>

⁵⁴ 猪俣 前掲注(52)

⁵⁵ Steffen Müller, “Rapid Assessment of Economic Vulnerability using Firm-Product-Level Data,” 2025.12.8. 独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/en/events/25121601/pdf/s2-2_mueller.pdf>; *idem*, “Wirtschaftliche Folgen des Gaspreisanstiegs für die deutsche Industrie,” *Wirtschaft im Wandel*, Leibniz-Institut für Wirtschaftsforschung Halle (IWH), Halle (Saale), Vol.29 Iss.1, 2023, pp.10-14. <https://www.iwh-halle.de/fileadmin/user_upload/publications/wirtschaft_im_wandel/wiwa_2023-01_gasverbrauch-industrie.pdf>

役割の一つに位置付けることを提案している。こうした分析機能を実効性ある政策立案にいかすことが期待される。

(iv) 経済安全保障における企業行動

従来の経済政策は企業を主として利益追求主体として捉え、安全保障政策はしばしば企業を国家方針への協力・服従主体として位置付けてきた。しかし、両者が交差する経済安全保障政策の領域では、企業がいかなる基準の下で行動し、どのような政策を選好するのかは十分に解明されてこなかった。近年、その解明を試みる実証研究⁵⁶が現れ始めており、こうした実証的知見を今後の制度設計や見直しに活用していくことは有益であろう。

おわりに

I章で触れたように、国家が経済ネットワークを使って他国に威圧をかけるケースが増加した背景には、グローバル化の進展とそれによる国家間の依存関係の非対称性がある。こうした脅威から国家及び国民を守り国益を確保するためには、「自律性」や「不可欠性」に関する取組が鍵を握る。

本稿では、経済安全保障推進法について概説するとともに、同法等の改正法案における主な改正点や論点等を整理した。論点は多岐にわたるが、経済安全保障施策の実施に当たっては、自由で公正な経済活動との両立や国際協調主義との整合性を確保することに留意する必要がある。

経済安全保障を取り巻く環境は刻々と変化している。今後も情勢変化に応じた不断の政策見直しを行い、実効性ある施策を講じていくことが求められる。

⁵⁶ Megumi Naoi et al., “How Geopolitics Shapes Policy Preferences of Firms: Experimental evidence from Japan,” *RIETI Discussion Paper Series*, 26-E-016, 2026.2. 独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/26e016.pdf>> この論文では、地政学的リスクの上昇に対して、企業は政府にどのような政策対応を求めるのかを、日本の製造業企業を対象にした大規模な実験調査を用いて検証している。